

大分県報

令和五年
号外（三六）
三月三十一日

（金曜日）

目次

訓令甲

大分県建設工事検査規程の一部改正……………一

公告

契約者等の公示……………一

訓令甲

大分県訓令甲第一号

本 地方 機関
大分県建設工事検査規程（平成十六年大分県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。
令和五年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第二条中「又は部分引渡し」を、「部分引渡し又は債務負担行為に係る契約における各会計年度の支払限度額に対応する出来高予定額の確認」に改める。

第三条中「土木建築部建設政策課工事検査室長又は地方機関の長（以下「工事検査室長等」という。）」を「契約担当者（規則第十五条第一項の規定による検査の依頼をする場合においては、土木建築部建設政策課工事検査室長（以下「工事検査室長」という。）。以下「契約担当者」という。）」に改める。

第六条中「工事検査室長等」を「契約担当者等」に改める。

第七条第一項中「検査の結果、工事目的物又は出来形部分が契約書及び設計図書に適合すると認める場合」を「検査を行ったとき」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 工事検査室長が検査員を任命したときは、前項の規定による検査調査書の交付は、工事検

令和五年三月三十一日

大分県報号外（訓令甲・公告）

一

査室長を経由して行うものとする。

第九条中「第七条第一項」の下に「（前条において準用する場合を含む。）」を加え、「若しくは同条第二項の規定により検査結果を報告したとき又は前条の規定において準用する第七条第一項の規定により検査調査書を交付したとき若しくは同条第二項の規定により検査結果を報告したとき」を削り、「工事検査室長等」を「契約担当者等」に改める。

第十条第一項中「第七条第二項の通知を受けた」を「検査員による検査の結果、工事目的物又は出来形部分が契約書及び設計図書に適合しないと認められる場合において、」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

公告

次のとおり契約者等について公示する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随意契約に係る物品等の名称及び数量

大分県庁舎本館及び新館で使用する電気

五百三万五千三百三十八キロワットアワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

令和五年一月二十日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

九州電力株式会社大分営業センター センター長 服部 剛

五 随意契約に係る契約金額

基本料金、日本卸電力取引所のスポット市場価格（九州エリアプライス）を基に算定した電力量料金（離島ユニバーサルサービスマルサージ調整額を含む。）及び再生可能エネルギー発電

促進賦課金の合計

六 契約の相手方を決定した手続

令和五年三月三十一日

大分県報号外（公告）

七
随意契約

随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第五号に該当